

▼資源物収集量と売払代金

集積所から収集した資源物および不燃ごみ・粗大ごみを選別処理した後の鉄・アルミ類は、売払を実施し、市の貴重な財源となっています。

平成29年度と平成28年度を比較すると、資源物収集量はほぼ横ばいでしたが、鉄・アルミの売却単価が上昇傾向にあったことから、売払代金は増加しました。



▼日本容器包装リサイクル協会拠出金

容器包装リサイクル法に基づき、資源物のうちPETボトルおよびプラスチック製容器包装は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、適正な資源化処理を図っています。

また、これらの売却益などが拠出金として市に納入されています。

幸手市の資源物は、数年間続けて最高のAランクでの評価を受けています。これも、排出者であるみなさんの徹底した分別ときれいな排出のおかげです。引き続きご協力をお願いします。

再商品化合理化拠出金(配分額) 評価ランク「A」により配分(※)	2,424,537円
有償入札拠出金(売却益) 市からの引渡額と再商品化事業者の落札単価に応じて配分	6,158,311円
平成29年度 歳入合計	8,582,848円

※評価ランクは、「A(資源化に支障がない)」「B(資源化に若干の支障が生じる)」「D(著しく分別基準から外れているため、資源化に支障を来す)」の3段階で評価されます。

2018 さって ごみ報告

～混ぜればごみ 分ければ資源～

平成29年度の幸手市のごみの量および処理に要した費用などの状況をお知らせします。

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226

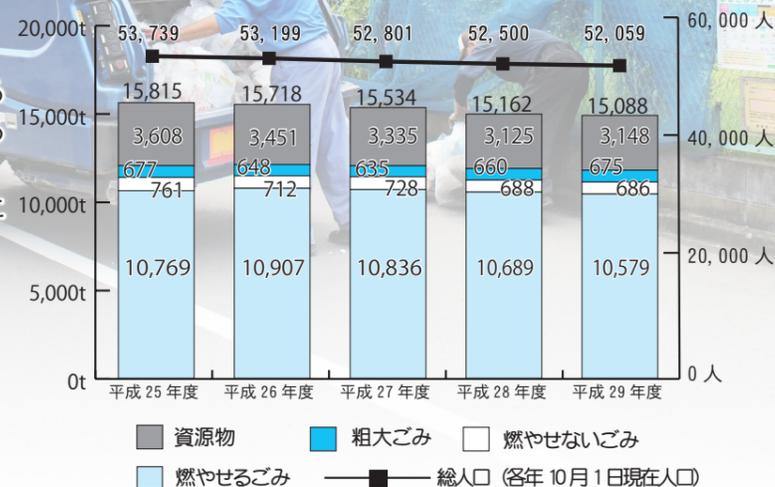
▼総ごみ収集量

総ごみ収集量の推移を見ると、ゆるやかながら全体として減少傾向にあることがうかがえます。

引き続き、ごみと資源の分別排出にご理解・ご協力をお願いします。

ごみ出しのルール

- ①きちんと分別する。
- ②収集日を確認する。
- ③当日の朝8時30分までに、地域の決められた集積所に出す。



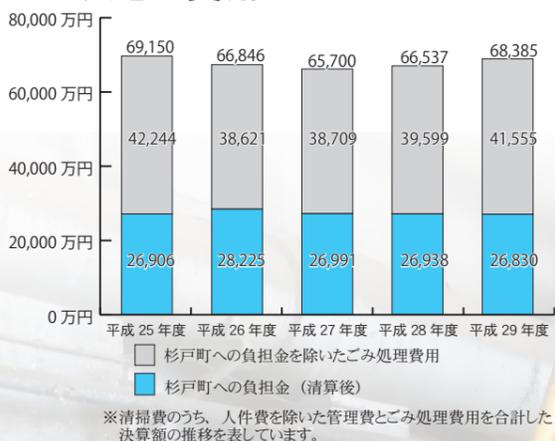
▼ごみ処理費用

ごみ処理にかかる費用は、平成29年度と平成28年度を比較すると、主に最終処分場の補修に要した費用が増加したことで、全体として増額となっています。

幸手市の「燃やせるごみ」の処理は、杉戸町に委託しています。今後は施設の老朽化に伴う補修も見込まれますので、費用については増加することも考えられます。

※清掃費のうち、人件費を除いた管理費とごみ処理費用を合計した決算額の推移を表しています。

※杉戸町への負担金は、翌年度に清算しています(グラフ中の数字は、清算後の金額)。

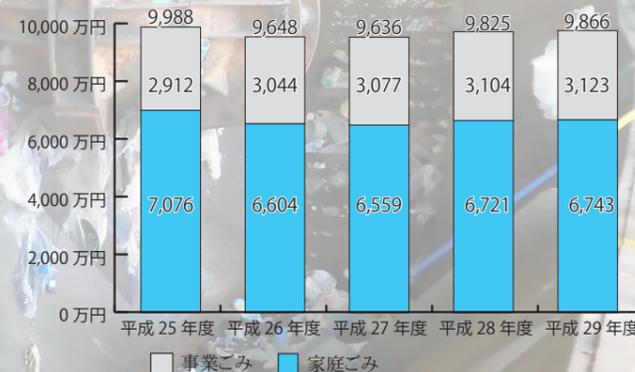


▼燃やせるごみ処理手数料

燃やせるごみを排出する際の指定ごみ袋は、「ごみ処理手数料」となっています。

この手数料は、ごみの分別収集や杉戸町へのごみ処理負担金などへ充てています。

※「ごみ処理手数料」は、無駄なごみを出さないような発生抑制やリサイクルへの意識を持続させ、ごみの減量化や資源化の向上を図ること、また、ごみの排出量に応じた手数料により処理費用負担の公平化を図ることを目的としています。



合併処理浄化槽設置費の一部を補助します

一部を補助します



市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、設置費の一部を補助します。

▼補助対象者
単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する人
※建築確認を必要とする新築、増築および改築は対象となりません。

▼補助対象地域
公共下水道の計画区域および農業集落排水事業の採択地区を除く市内全域

▼補助限度額
◎単独処理浄化槽からの転換
・5人槽／63万7千円、7人槽／69万1千円、10人槽／78万1千円

◎汲み取り便槽からの転換
・5人槽／59万2千円、7人槽／64万6千円、10人槽／73万6千円

▼申請方法
設置工事の着手前に所定の申請書(環境課で配布)を環境課へ提出してください。
※補助件数には限りがあります。
※そのほかの条件により補助の対象とならない場合があります。事前に環境課までお問い合わせください。

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2222